

論文批評

「生成 AI の特許実務への利用可能性に関する検討」

令和 6 年度特許委員会生成 AI ワーキンググループ（鷺見浩樹ほか）、『パテント』Vol.79 No.7（2026 年）68–80 頁

Claude Fable 5.1

2026 年 9 月 7 日

凡例：本文中「評者の確認では」「確認した」と記す事項は、判決文（裁判所ウェブサイト掲載 PDF）、特許公報（Google Patents 経由で取得した公報 PDF の表紙を含む）、日本弁理士会・特許庁・OpenAI の公式資料で確認した事実である。報道等の二次資料に依拠する事項はその旨を付記した。「推測される」「可能性がある」「考えられる」と記す事項は評者の分析・推論であり、事実と区別して読まれたい。原論文に掲載されていない事項（会員限定報告書の内容、非掲載の実験記録、異議決定の原文等）は確認できておらず、本批評はいずれも「公開された論文の記載の範囲」を対象とする。

1. 対象論文の概要

本論文は、日本弁理士会令和 6 年度特許委員会の生成 AI ワーキンググループ（以下、WG。著者 14 名）が、特許実務における生成 AI の利用可能性を 10 事例で検証した活動報告である¹。事例は、出願段階（誤記の検出、明細書記載の生成）、中間処理（応答方針の検討、進歩性を肯定する阻害要因の発見、ファミリー文献の段落対応付け、米国拒絶理由の解析と補正案作成）、異議・無効（申立書・請求書の作成補助）、その他（公報テキストによる技術動向分析、競合他社の特許情報分析、クレームドラフティングの練習課題作成）に分類されている。使用モデルは「主に OpenAI 社における当時の最新の生成 AI モデルである ChatGPT-4」とされ、事例 8 に「2024 年 12 月 9 日時点」の記載があることから、検討は主に 2024 年後半に行われたと推測される。

結論として、下調べ、論点抽出、たたき台作成、教育支援では有用性が確認された一方、誤記検出、補正案作成、クレーム案レビューでは精度・具体性に課題が残るとし、（1）十分な入力情報を与えること、（2）判断基準や出力形式をプロンプトで明確化すること、（3）出力を弁理士が責任をもって検証すること、（4）秘密情報・著作権・クライアントとの合意形成に留意することを提言する。原稿受領日は 2026 年 4 月 10 日であり、著者ら自身が末尾で「上記の検討は過去のものになっている可能性が高い」と留保している。報告書全文は会員限定の電子フォーラムに置かれ、本論文には一部の入出力のみが抜粋掲載されている。

2. 総合評価

本論文の最大の価値は、実務家集団が自らの業務フローに即して検証課題を設計し、成功例だけでなく失敗例（誤記検出率 40%、段落対応付けの誤り、抽象的な補正提案）を具体的な入出力とともに公

開した点にある。国内の弁理士会刊行物でこの水準の入出力開示を伴う検証報告は多くなく、追試の出発点として一次資料的な価値をもつ。事例3の「出力形式・字数の指定」、事例4の「審査基準上の用語定義をプロンプトで与える」、事例5の「類似文言による対応付けの誤り」、事例9の「共同出願の集計漏れ」といった知見は、モデル世代を超えて通用する実務上の教訓である。

一方、公開された記載の範囲では、次の五点について検証の妥当性を評価するための情報が不足している。第一に、使用モデル・バージョン・実施条件が特定されておらず、再現性を判断できない。第二に、同一条件での反復回数や出力のばらつきが報告されておらず、評価基準と評価者の独立性も示されていない。第三に、判決・審決（決定）を題材とした事例で、学習データへの混入（データ汚染）と質問形式の誘導が統制されていない。第四に、事例8の約240万字のファイルは全文が単一のコンテキストに投入されたとは考えにくく、実際に参照された範囲と入力ファイルの寄与を検証できない。第五に、対象出願の実際の審査経過が公的に入手可能であった事例3・6について、それとの突合せの内容・結果が掲載範囲からは確認できない。記述の正確性では、「当時の最新モデルである ChatGPT-4」という位置づけと、引用したガイドラインの見出し表記に修正を要する点がある。

総じて本論文は、「2024 年末時点における実務家による定性的スナップショット」として読むべき文献である。そこから得られる最も重要な教訓は、生成 AI の性能そのものについてではなく、弁理士業務における生成 AI 検証をどう設計し、どう記録すべきかについてのものである。

3. 10 事例の整理と評者コメント

表1に、各事例について論文自身の評価と評者のコメントを対照して示す。論文の評価は本文の記述を要約したものであり、評者コメントの根拠は第4章以下で述べる。

表1 10 事例の論文評価と評者コメントの対照

事例	利用目的	論文自身の評価（要約）	評者コメント
1	誤記の検出（出願）	35箇所中14箇所（40%）を検出。符号の誤り、固有名詞の誤りは全く検出できず。有用性は低く、Wordのスペルチェックの方が有用との印象。	明示的な検出率評価が示された唯一の事例であり、否定的結果の率直な公開は評価できる。複数のプロンプトと入力方法（直接入力・Wordインポート）を試しているが、同一条件での反復回数や出力のばらつきは報告されていない。スペルチェックとの比較も同一文書での検出率対比は示されていない。
2	明細書記載の生成（出願）	技術的に概ね妥当だが、元公報と図番・符号・材質が異なる。もっともらしい内容のため専門的検証が必要。	「もっともらしい相違」は、出願前の作成では技術的根拠・発明者の構想との整合性・実施可能性の問題として、出願後の補正に用いる場合は新規事項の問題として、分けて整理する必要がある（第7章）。
3	応答方針の検討	公報番号・URLでは情報にアクセスで	対象出願（特開2023-100599、Samsung SDI）

事例	利用目的	論文自身の評価（要約）	評者コメント
	（中間処理）	きない。テキスト入力により要約・分析は可能。補正方針は当たり前で抽象的。	は 2024 年 8 月 26 日に特許第 7544876 号として登録され、同年 9 月 3 日に特許公報が発行されている。実際の補正との比較の内容・結果は掲載範囲からは確認できない（第 5 章 5.5）。
4	阻害要因の発見（中間処理）	生成 AI の回答は、裁判で認定された阻害要因を発見するための「きっかけを与える可能性」を示唆。用語の定義を与えると所望の出力が得られる。	2022 年判決 ² は学習データに含まれ得る。質問が「効果が失われる場合がありますか」という肯定を誘う形式であり、追従性の影響を排除する陰性対照がない（第 5 章 5.3）。
5	ファミリー文献の段落対応付け（中間処理）	9 分割中 1 箇所では対応を誤り、類似文言を含む別段落を抽出した可能性。	一般化可能な有益な知見。ただし 1 件の文献対に基づく。
6	米国拒絶理由の解析・補正案（中間処理）	期待以上の出力。補正案は不完全・冗長で参考程度。	対象出願（US2018/0209799A1、クボタ）は 2021 年 11 月 9 日に米国特許第 11,168,992 号として登録されている ⁷ 。実際の応答との比較の内容・結果は掲載範囲からは確認できない。機械翻訳の種類も不明。
7	異議・無効理由の作成補助（異議・無効）	項目出しは有効。ランク付けで審決と同じ理由が最上位。ただし生成 AI が審決を参照した可能性は否定できない。	著者ら自身が認める通り、審決等を参照した可能性がある以上、能力の証拠にならない。特許第 6733153 号 ⁴ が取り消された経緯は評者は一次資料で未確認（第 6 章）。
8	公報テキストの技術動向分析（その他）	概ね妥当で網羅的。読み込むファイルの情報量が十分であれば有用。	約 240 万字は当時のモデルのコンテキスト長を大きく超え、全文が同時に参照されたとは考えにくい ^{17,18} 。参照範囲と入力ファイルの寄与を検証する対照条件が必要（第 5 章 5.4）。
9	競合他社の特許情報分析（その他）	短時間で精度の高い出願動向の比較が可能。共同出願はコロン連結の文字列が単独出願と区別されてしまい、カウントされない点に注意。	「精度の高い」を裏付ける正解データがない。キーワード頻度がコード実行に基づくか生成かも不明。共同出願の集計漏れの指摘は実務的に有益。
10	クレームドラフティングの練習（教育）	説明はそれなりに正確。ユーザのクレーム案へのレビューは充実しない。	教育用途は有望。レビュー部分の入出力が非掲載で検証できない。

4. 評価できる点

第一に、実務家による「現場検証」の公開である。表 1 の 10 類型は、弁理士の業務フローを出願から中間処理、異議・無効、調査・分析、教育まで横断しており、検証課題の設計自体が実務家でなければ作れないものである。否定的な結果（事例 1・3・5）を数値や具体例とともに開示した誠実さは、生成 AI を称揚する報告が多い中で際立つ。

第二に、モデル世代を超えて残る知見が含まれている。事例4で「単に『阻害要因はありますか』と尋ねると審査基準上の阻害要因ではなく一般的な阻害要因を回答する」ことから、「判断基準や定義を事前に与える」という対処を導いた点は、法的用語の定義をプロンプトに外部化する運用であり、審査基準や判例の該当箇所をコンテキストとして与える検索拡張生成（RAG）的な実務への橋渡しになる。事例3の「字数や結果の形を指定する」、事例5の「類似文言を含む別段落に引きずられる」、事例9の「共同出願人をコロンで連結した出願人欄の文字列は単独出願人の文字列と別扱いされ、企業別集計から漏れる」という観察も、データ前処理と出力検証の設計指針として有効である。

第三に、事例3で「当時の ChatGPT では公開特許公報の内容は学習されていないような挙動を示し、URL や公報番号では情報へのアクセスができなかった」と記した点は、実務上重要である。公報番号だけを与えて内容を尋ねると幻覚（もっともらしい虚偽）が返るリスクを示しており、「公報の全文をテキストで与える」という運用原則の根拠になる。

第四に、倫理・法的論点を日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」（令和7年4月）¹⁰に接続し、出力の検証責任を弁理士に置いた点は、同ガイドライン第5章が「生成された情報の真偽を確かめるファクトチェックは必ず弁理士によって行う必要がある」とする立場と整合しており妥当である。

5. 方法論上の課題

5.1 使用モデルと実験環境の特定

論文は使用モデルを「当時の最新の生成 AI モデルである ChatGPT-4」と記す。評者の確認では、GPT-4o は 2024 年 5 月 13 日に公開され¹²、o1 は同年 12 月 5 日に有料プラン向けに提供されている¹³。旧 GPT-4 はその後も ChatGPT 上でレガシーモデルとして選択可能であり、提供終了は 2025 年 4 月 30 日と報じられている²⁰。したがって、論文の「ChatGPT-4」が旧 GPT-4 を指すのか GPT-4o を指すのかは本文から判別できず、旧 GPT-4 を指すのであれば「当時の最新」という位置づけは正確でない。本批評では以下、使用モデルを「2024 年後半時点の ChatGPT（バージョン不明）」として扱う。ファイルアップロードや CSV 分析が行われていることは、モデルを識別する根拠にはならない。

生成 AI の検証では、モデル名・バージョン、事例ごとの実施日、利用プラン（入力情報の学習利用の有無を含む）、設定（ウェブ閲覧、コード実行の有無）、同一条件での試行回数は最低限の記録項目である。これを欠くと、事例7で著者ら自身が懸念する「インターネットの公開情報を参照した可能性」の切り分けもできない。事例1の「Copilot」についても、Microsoft 365 Copilot か一般向け Copilot か、基盤モデルが何かの記載がない。

5.2 評価設計：反復・評価基準・対照

事例 1 では複数のプロンプトと二つの入力方法（文章の直接入力と Word ファイルのインポート）が試されているが、各条件で何回反復し、出力がどの程度ばらついたかは報告されていない。他の事例も同様である。生成 AI の出力は確率的で、同一プロンプトでも試行ごとに変動するため、反復と変動の情報なしには「妥当」「有用」という評価の再現性を判断できない。「反復の記載がない」とことと「実際に 1 回しか試していない」ことは別であり、ここで問題にするのは前者、すなわち報告の不足である。

評価基準（ループリック）は示されておらず、評価を WG メンバー以外が行ったかどうか、すなわち評価者の独立性も確認できない。定量的な評価は体系的には行われておらず、明示的な検出率評価は事例 1 に限られる（事例 5 にも 9 分割中 1 箇所という記述はある）。比較対照もない。事例 1 は「Word のスペルチェックの方が有用との印象」を述べるが、同一文書での検出率対比は示されていない。事例 8・9 では「ファイルを与えない条件」「別モデル」「人間の専門家」との比較がなく、出力が入力データに依拠したのか一般知識から生成されたのか判断できない。さらに、「プロンプトを検討の上」とあるものの、何回の試行錯誤を経た結果かが記されておらず、読者が選択的報告の可能性を評価できない。

5.3 データ汚染と質問形式の誘導

事例 4 は知財高裁令和 4 年 5 月 31 日判決（令和 3 年(行ケ)第 10082 号、電気絶縁ケーブル事件）²を、事例 7 は登録特許に対する異議・無効の事件を題材にしている。いずれも当時のモデルの学習期間内にある公開情報であり、モデルが判決や決定の内容を「知っている」可能性を排除できない。著者らは事例 7 でこの点を認めているが、事例 4 では触れていない。生成 AI の「発見能力」を測るには、学習カットオフ後の事件を用いるか、当事者・番号・特徴的表現を匿名化する設計が必要である。

事例 4 については二点を区別する必要がある。第一に、「阻害要因」の審査基準上の定義をプロンプトで与えること自体は、論文が導いた有益な対処であり、誘導ではない。第二に、それとは別に、実際に用いられた質問「【引用文献 1】に記載された発明により得られる効果が失われる場合がありますか」は肯定の回答を誘う形式である。大規模言語モデルが利用者の前提や信念に追従する傾向（sycophancy）は実証されており¹⁹、阻害要因が存在しない組合せに対しても同種の肯定回答を返すかを確認する陰性対照なしには、判決の認定との整合を能力の証拠と見なすことはできない。論文自身は「きっかけを与える可能性を示唆」という限定的な結論にとどめており、その限定は適切である。

5.4 事例 8：ファイル参照の実態が検証できない

事例 8 では、2,447,390 文字（7,287KB）のテキストファイルを「生成 AI に読み込ませた」とする。ファイルをアップロードして利用できることと、その全文が単一のコンテキストに同時に投入されることは別である。評者の確認では、GPT-4o のコンテキストウィンドウは 128,000 トークンであり¹⁸、日

本語 240 万字はいかなるトークン化比率を仮定しても、これを一桁以上上回る。したがって全文が同時に参照されたとは考えられない。ChatGPT のファイル機能は、OpenAI の ChatGPT Enterprise 向け解説によれば、文書の先頭側の一定量をコンテキストに入れ、残りを検索インデックスに格納して必要箇所を検索参照する方式である¹⁷。ただしこの解説は Enterprise 向けの、変更され得る実装説明であり、利用プランもモデルも特定されていない 2024 年の実験にそのまま当てはめることはできない。テキストファイルの受入上限は 1 ファイル 200 万トークンとされ¹⁶、本件ファイルがこれに接近していた可能性もあるが、実際にトークン化しなければ確定できない。

以上から、批判の焦点は「読込不能」ではなく、実際に参照された範囲と、入力ファイルが出力に寄与した程度を検証できないことに置くべきである。利用モデル、プラン、検索・コード実行等の処理方式が記録されていないため、「読み込むテキストファイルの情報の量が十分であれば……有用なアウトプットを生成できる」という結論は、掲載された実験からは裏付けられない。出力された「ハンズオン／ハンズオフモードのシームレスな切替」「AR 表示」「3D レンダリング」といった技術トピックは、ファイルを与えなくても自動運転分野の一般知識から生成し得る内容である。ファイルの寄与を示すには、同一プロンプトをファイルなしで実行した対照条件と、出力を個々の公報記載に遡って確認する評価が必要である。なお論文自身も「特許における進歩性に相当する要素は見受けられない」と述べており、出力の一般性を認識している。

5.5 実際の審査経過との突合せ

評者の確認では、事例 3 の対象出願（特願 2023-000662＝特開 2023-100599、Samsung SDI）は 2024 年 8 月 26 日に特許第 7544876 号として登録され、同年 9 月 3 日に特許公報が発行されている⁹。事例 6 の対象（US2018/0209799A1、クボタ）は 2021 年 11 月 9 日に米国特許第 11,168,992 号として登録されている⁷。いずれも WG の検討時点で、実際の補正書・意見書・許可理由が公的に入手可能であった。論文の「おわりに」は、中間処理では「実際の審査経過、又は審理経過を再現するような有効な応答方針を再現可能であるかを中心に」検討したと述べており、WG が実際の経過を参照した可能性はある。しかし公開された記載の範囲では、生成 AI の補正方針と実際の補正との比較の内容・結果を確認できず、読者は「抽象的」「冗長」という評価がどの基準に照らしたものかを知ることができない。

実際の補正・応答は重要な参照例であるが、それを唯一の「正解」と置くことにも注意が必要である。実際に採用された補正の文言との一致だけで評価するのではなく、補正の適法性、拒絶理由への対応、維持される権利範囲、代替案の合理性を分けて評価する設計が望ましい。事例 4・7 で判決・決定との整合を評価軸に採用した以上、事例 3・6 でも同様の対照を明示的に報告することが一貫していた。

6. 記述の正確性に関する指摘と補足

(1) **モデルの位置づけ（修正を要する）**。「当時の最新の生成 AI モデルである ChatGPT-4」は、5.1 で述べた通り、旧 GPT-4 を指すのであれば正確でない。また「ChatGPT は 4 から 5.2 へとバージョンアップし」という記述も、出発点のモデルが特定されていない以上、読者には検証できない。

(2) **「2026 年 3 月時点の ChatGPT-5.2」（補足）**。GPT-5.2 は 2025 年 12 月 11 日に公開された¹⁴。評者の確認では、2026 年 3 月 3 日に GPT-5.3 Instant、3 月 5 日に GPT-5.4 Thinking が公開されており¹⁵、原稿受領（4 月 10 日）時点ではさらに新しいモデルが提供されていた。論文は GPT-5.2 を 3 月末時点の最新モデルと明示しているわけではないため誤りとは言えないが、執筆から刊行までの間にさらに世代が進んだ事実は、本論文の限界を象徴している。

(3) **ガイドラインの引用（見出しの修正を要する）**。論文は「第 4 章第 2 節『情報の取り扱いについて』」に「情報漏洩の可能性」「新規性喪失の可能性」「個人情報の取り扱い」が、「第 3 節『他人の情報知的財産との関係』」に著作権等との関係があると記す。評者が原文¹⁰を確認したところ、第 4 章の項目は「2 情報の取り扱いについて」の下に「(1)秘密情報と守秘義務」「(2)新規性喪失防止」「(3)個人情報の取り扱い」、「3 他人の知的財産との関係」の下に「(1)著作権との関係」「(2)他の知的財産権との関係」である。「情報漏洩の可能性」は独立の項目ではなく(1)の本文中の記述であり、「他人の情報知的財産」は「他人の知的財産」の誤記と考えられる。「節」の表記は原文にないが、これは表記方法の問題であり内容上の誤りではない。合意形成の文言は原文「クライアントから得た秘密情報を生成 AI に入力する場合は、学習の有無によらずクライアントに合意を取るべきである」とほぼ一致しており、趣旨の引用としては正確である。

(4) **事例 4 の判決との関係（補足）**。論文が引用文献 1 の効果として記す「線心を傷つけることなく容易に線心を取り出すことができる」は、判決文²が引用文献 1 の記載として摘示する「配線工事の時、線心を傷つけることなくシースが切除でき、両線心の取り出しが容易に行なえる」と趣旨において一致する。要約的表現と考えられるが、直接引用としての正確性は引用文献 1 の原文との照合を要し、評者はこれを行っていない。判決は、テープ部材を適用するとシース除去に加えてテープ除去の作業が必要となり作業性が損なわれること、および引用発明が本願と共通する課題を別の手段で既に解決していることを阻害要因の根拠としている。掲載された生成 AI の回答は「不適切な形状や材質であれば取り扱いの容易さが損なわれる可能性がある」という条件付きの説明であり、判決の論理構造を再現したとまでは掲載範囲からは確認できない。原著者もこれを「きっかけを与える可能性」と限定的に評価しており、両者を同一視していない。

(5) **事例 7 の取消の事実（未確認事項）**。特許第 6733153 号（セイコーエプソン、紫外線硬化型組成物および記録物）⁴について、論文は「せん断速度の測定条件の明細書記載内容が不十分で取り消しとなった」とする。評者は Google Patents 上で当該特許の権利が消滅している表示までは確認できたが、決定の原文と取消理由の詳細は確認できていない。読者は J-PlatPat の経過情報で確認されたい。なお、

論文は「審決」と表現するが、特許異議申立事件であれば正式には「決定（取消決定）」であり、無効審判であれば「審決（無効審決）」である。掲載範囲からは手続の種別を確定できないため、本批評では論文の表現を引用する場合を除き「決定」と記した。また同特許の明細書段落【0044】には、粘度は回転式粘度計を用いて JIS Z 8803 に準拠して測定し、温度指定がない場合は 25℃で行う旨の記載があることを確認した。この記載があることと、争点となった測定条件が十分に開示されていたかは別問題であるが、生成 AI が挙げた「温度や粘度計の種類等の条件が不明」という指摘が明細書のどの記載を前提としたものかは、掲載された抜粋からは判然としない。

（6）**脚注(1)の特許庁資料（適切）**。産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会第 20 回（令和 6 年 1 月 29 日）資料 2「弁理士制度の現状と今後の課題」¹¹は、特許事務所等が若い層の人材確保に課題を抱えていること、その背景に企業所属弁理士の増加と受験者の減少があることを指摘しており、論文冒頭の引用は適切である。

（7）**その他（整合を確認）**。事例 2 の特許第 7114826 号は公開前登録の特許公報（B1）であり、登録日は 2022 年 8 月 1 日、公報発行日は同年 8 月 9 日である³。論文の「2022 年 8 月 9 日発行」は発行日として正確である。事例 5 の特表 2003-510162 号は Boston Scientific 社の可撓性ステント（WO 01/24735）⁶、事例 10 の特開 2022-025843 号はマナーフォワード社の画像処理システム⁵、事例 3 の引用公報である特開 2019-140716 号は日立化成の蓄電制御装置⁸であり、いずれも論文の記述と整合することを確認した。

7. 実務・法的観点からの補足

明細書生成における確認事項。事例 2 で生成 AI が元公報と異なる図番・符号・材質を「もっともらしく」生成した事実は、出願前の明細書作成と出願後の補正とで問題の性質が異なる。出願前の作成では、生成された記載の技術的根拠、発明者の構想との整合性、明細書・図面・請求項相互の整合、実施可能性（特許法 36 条 4 項 1 号）²¹と請求項との対応（同 36 条 6 項 1 号）を確認する必要がある。審査基準は、当業者が明細書等の記載と技術常識に基づいて実施できる場合には実施例の記載を要しないとしており²¹、実施・測定していない内容を一律に排除する必要はないが、実施していない内容を実施済みの実験結果として記載してはならない。一方、生成 AI の出力を出願後の補正に用いる場合には、当初明細書等との関係で新規事項（同 17 条の 2 第 3 項）²²を追加しないかを別途確認する必要がある。論文の「知見に基づく検証が必要」という結論は正しいが、何を誰がどの段階で確認するのかを具体化して初めて実務指針となる。

秘密情報と検証環境の開示。10 事例はいずれも公開情報を題材としており、秘密情報の問題はない。しかし、利用プラン（入力情報の学習利用の有無、Team/Enterprise 等）の記載がない。ガイドライン¹⁰が「利用規約やプラン仕様の定期的確認」と「学習の有無によらずクライアントとの合意」を求

める以上、WG 自身の検証環境を開示することが規範の実践例となったはずである。

検証コストの問題。論文は出力の検証責任を弁理士に置く。実務上の難所は、事例7で指摘される「項目出しが多項目に及ぶ場合、検証に時間を要し省力化につながらない」局面、すなわち検証コストが生成コストを上回る場面の扱いである。「最も有効な理由からランク付けを要求する」という対処は実践的であり、生成 AI の出力量を絞って検証負荷を制御する設計思想として一般化できる。同様に、事例7で「参考文献については使えそう」とする点は、生成 AI が挙げる文献の実在性と該当性を必ず確認するという留保付きで読むべきである。

8. 2026 年時点から見た意義と提言

本論文を 2026 年 9 月に読む意義は、個々の結論の当否よりも、「同じ問いを異なるモデル世代に投げたときに何がかわるか」を測る基準点を提供した点にある。2024 年末時点のモデルで 40%だった誤記検出、「抽象的」だった補正方針、9 分の 1 の誤りがあった段落対応付けが、その後のモデル世代でどう変化したかは、WG の 10 事例をそのまま再実行すれば測定できる。評者は次の三点を提案する。

第一に、10 事例の継続ベンチマーク化。プロンプト、入力文書、評価基準を固定し、年次で複数のモデル（OpenAI、Anthropic、Google 等）に対して再実行し、結果を公表する。会員限定の報告書に眠らせず、弁理士会がこれを継続すれば、国内の特許実務に即した継続的ベンチマークとして価値をもつ。

第二に、検証プロトコルの標準化。モデル名・バージョン・実施日・利用プラン・設定・試行回数・評価者・評価基準の記録、同一条件での反復、対照条件（ファイルなし、別モデル、人間の専門家）の設定、学習カットオフ後の事件の使用または匿名化、実際の審査経過との突合せとその報告。これらは学術的な厳密さのためではなく、弁理士が生成 AI をクライアント業務に導入する際の説明責任を果たすために必要な最低限の記録である。

第三に、評価軸の三層化。評者は、生成 AI 活用の評価を「能力軸」「設計軸」「統合軸」に分けて記述することを提案する。能力軸はモデル世代によって変わる性能（誤記検出率、補正案の具体性など）であり、本論文の事例 1・3 の評価はここに属し、すでに陳腐化している可能性が高い。設計軸はプロンプト・入力・前処理によって変わる要素であり、事例 3・4・5・9 の教訓はここに属し、モデル世代を超えて残る。統合軸は業務プロセス・責任分担・秘密管理・クライアント合意によって変わる要素であり、モデルが進歩するほど重要性を増す。本論文がこの三つを区別せずに「有用性」として一括して論じている点が、読者が結論をどこまで信頼してよいか判断しにくい原因である。次回の検証報告では、各知見がどの軸に属し、どの程度の期間有効と見込まれるかを明示することを勧めたい。

9. 結語

本論文は、生成 AI の特許実務利用について、実務家が自ら検証し、失敗を含めて公開した貴重な記録である。本稿で指摘した事項の中心は、原論文の方法が成立していないということではなく、公開された情報だけでは、実際の処理・再現性・評価の妥当性を十分に検証できないという点にある。記述上の修正点（モデルの位置づけ、ガイドラインの見出し）も含め、これらは成果を否定するものではなく、次回の検証で改善すべき点として読まれるべきである。著者らが末尾で述べる「リスクとともに利用可能性も認識した上で、生成 AI とどのように付き合っていくのかを真摯に向き合う」という姿勢は正当であり、それを実効的なものにするのは、本論文の 10 事例を過去のものとして捨てるのではなく、記録を整えて測り続けることである。

参考文献

URL の閲覧日はいずれも 2026 年 9 月 7 日。[3][9] の登録日・発行日は公報 PDF の表紙で確認した。[4] は公報表紙のテキストが取得できず、発行日のみ記載する。[20] は報道（二次資料）である。

- [1] 鷲見浩樹ほか（令和 6 年度特許委員会生成 AI ワーキンググループ）「生成 AI の特許実務への利用可能性に関する検討」『パテント』Vol.79 No.7（2026 年）68-80 頁（原稿受領 2026 年 4 月 10 日）。
- [2] 知的財産高等裁判所 令和 4 年 5 月 31 日判決（令和 3 年(行ケ)第 10082 号 審決取消請求事件、「電気絶縁ケーブル」、原告 住友電気工業株式会社）判決文。 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91207.pdf>
- [3] 特許第 7114826 号（B1）「スピーカユニット、及びスピーカ湾曲振動板」株式会社サウンドファン、登録日 2022 年 8 月 1 日、公報発行日 2022 年 8 月 9 日。 <https://patents.google.com/patent/JP7114826B1/ja>
- [4] 特許第 6733153 号「紫外線硬化型組成物および記録物」セイコーエプソン株式会社、公報発行日 2020 年 7 月 29 日（Google Patents 上の権利状態は消滅）。 <https://patents.google.com/patent/JP6733153B2/ja>
- [5] 特開 2022-025843 号「画像処理システム、画像処理方法、画像処理プログラム、画像処理サーバ、及び学習モデル」株式会社マナーフォワード、公開 2022 年 2 月 10 日。 <https://patents.google.com/patent/JP2022025843A/ja>
- [6] 特表 2003-510162 号「可撓性末端管腔ステントおよび製造方法」Boston Scientific Corporation（WO 01/24735 A1、国際公開 2001 年 4 月 12 日）。 <https://patents.google.com/patent/JP2003510162A/ja/>
<https://patents.google.com/patent/WO2001024735A1/en>
- [7] US 2018/0209799 A1, "Travel route generation device and method for generating travel route for field work vehicle," Kubota Corporation, published July 26, 2018（US 11,168,992 B2 として 2021 年 11 月 9 日登録）。 <https://patents.google.com/patent/US20180209799A1/en/>
<https://patents.google.com/patent/US11168992B2/en>
- [8] 特開 2019-140716 号「蓄電制御装置、蓄電制御方法、および蓄電制御プログラム」日立化成株式会社、公開 2019 年 8 月 22 日。 <https://patents.google.com/patent/JP2019140716A/ja>
- [9] 特開 2023-100599 号（特願 2023-000662）「バッテリーSOC 制御方法、バッテリーSOC 制御装置、及び前記方法を実行させるために記録媒体に保存されたコンピュータプログラム」三星エスディアイ株式会社（Samsung SDI Co., Ltd.）、公開 2023 年 7 月 19 日。特許第 7544876 号として登録日 2024 年 8 月 26 日、公報発行日 2024 年 9 月 3 日。 <https://patents.google.com/patent/JP2023100599A/ja/>
<https://patents.google.com/patent/JP7544876B2/ja>
- [10] 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」令和 7 年 4 月。 <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

- [11] 特許庁「弁理士制度の現状と今後の課題」産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会（第 20 回、令和 6 年 1 月 29 日）資料 2。 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/20-shiryuu/02.pdf
- [12] OpenAI, "Hello GPT-4o," May 13, 2024. <https://openai.com/index/hello-gpt-4o/>
- [13] OpenAI, "Introducing ChatGPT Pro," December 5, 2024（o1 正式版の提供開始）。 <https://openai.com/index/introducing-chatgpt-pro/>
- [14] OpenAI, "Introducing GPT-5.2," December 11, 2025. <https://openai.com/index/introducing-gpt-5-2/>
- [15] OpenAI, "Model Release Notes"（2026 年 3 月 3 日 GPT-5.3 Instant、3 月 5 日 GPT-5.4 Thinking、3 月 11 日 GPT-5.1 提供終了ほか）。 <https://help.openai.com/en/articles/9624314-model-release-notes>
- [16] OpenAI Help Center, "File Uploads FAQ"（1 ファイル 512MB、テキストは 1 ファイル 200 万トークン上限）。 <https://help.openai.com/en/articles/8555545-file-uploads-faq>
- [17] OpenAI Help Center, "Optimizing File Uploads in ChatGPT Enterprise"（先頭部分をコンテキストに投入し、残りは検索インデックスから参照する方式の説明。Enterprise 向け）。 <https://help.openai.com/en/articles/10029836-optimizing-file-uploads-in-chatgpt-enterprise>
- [18] OpenAI, GPT-4o model documentation（context window 128,000 tokens）。 <https://developers.openai.com/api/docs/models/gpt-4o>
- [19] Sharma, M. et al., "Towards Understanding Sycophancy in Language Models," arXiv:2310.13548, 2023. <https://arxiv.org/abs/2310.13548>
- [20] TechCrunch, "OpenAI is winding down its GPT-4 AI model in ChatGPT," April 11, 2025（報道。2025 年 4 月 30 日に ChatGPT での旧 GPT-4 提供終了と報じる）。 <https://techcrunch.com/2025/04/11/openai-is-winding-down-its-gpt-4-ai-model-in-chatgpt>
- [21] 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 II 部第 1 章「発明の詳細な説明の記載要件」（実施可能要件）。 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0100.html
- [22] 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 IV 部第 2 章「新規事項を追加する補正」。 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/04_0200.html

改訂注記

本稿は 2026 年 9 月 7 日付初稿に対する外部レビューを受け、同日改訂した。主な改訂点は次の通り。（a）特許第 7114826 号・第 7544876 号の登録日と公報発行日を公報表紙で確認し訂正（特許第 6733153 号は発行日のみ記載）。

（b）事例 9 の共同出願に関する説明を原論文の趣旨（コロン連結の文字列が単独出願と区別されて集計から漏れる）に沿って訂正。（c）「1 文書・1 試行」「評価者はプロンプト作成者自身」という断定を、反復・変動・評価者の独立性が報告されていないという指摘に改めた。（d）事例 8 について「読み込ませた前提が成立しない」という断定を撤回し、参照範囲と寄与が検証できないという指摘に改め、Enterprise 向け解説の適用範囲とトークン数推定の限界を明記。

（e）事例 2 の法的整理を、出願前の作成（技術的根拠・整合性・実施可能性）と出願後の補正（新規事項）とに分けて書き直し、審査基準を参照。（f）使用モデルを GPT-4o と推定する記述を削除し、「バージョン不明」で統一。（g）事例 4 の論文の結論を「きっかけを与える可能性」として正確に要約し、定義の付与と質問形式の誘導を区別。（h）事例 3・6 の「比較未実施」を「掲載範囲からは確認できない」に改め、実際の補正を唯一の正解と置かない旨を追記。

（i）「国内で唯一」「唯一の定量評価」等の表現、異議事件の「審決／決定」の用語、判決引用の字句に関する指摘、参考文献[20]の資料種別を修正。